

鎌倉市教育委員会 平成30年3月臨時会会議録

- 日時 平成30年3月23日(金)
8時45分開会 9時02分閉会
- 場所 鎌倉市役所 教育長室
- 出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、朝比奈委員、下平委員
- 傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

- 日程1 議案第47号
鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
- 日程2 議案第48号
県費負担教職員人事の内申について
- 日程3 議案第49号
鎌倉市教育委員会職員の人事について

安良岡教育長

定足数に達したので委員会は成立した。これより3月臨時会を開催する。本日の会議録署名委員を、齋藤委員にお願いする。本日の議事日程はお手元に配布したとおりである。なお、日程の2 議案第48号「県費負担教職員人事の内申について」及び日程の3 議案第49号「鎌倉市教育委員会職員の人事について」は、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開にしたいと思うが、ご異議ないか。

(異議なし)

安良岡教育長

異議なしと認め、議案第48号及び議案第49号については、非公開とする。では、日程に従い、議事を進める。

1 議案第47号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

安良岡教育長

日程1、議案第47号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の1、議案第47号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。議案集、1ページから4ページをご覧ください。

臨時的任用事務補助職員及びその他の臨時的任用補助職員、いわゆるアルバイト職員は、地方公務員法が適用となり、同法第38条で営利企業等への従事が制限されている。同職員が営利企業等へ従事するには、任命権者である教育委員会の許可が必要となる。アルバイトの採用は課長決裁で行っており、それに合わせて、営利企業等への従事許可も課長決裁とするため、改正を行うものである。

この規程の施行日は、平成30年4月1日とする。

なお、この従事許可については、市長部局も4月1日施行で、同様の改正を予定している。

(質問・意見)

下平委員

営利企業に従事することが、現実として、実際に起こっていることに伴う改訂なのか。このようなことが、急に起こってきたのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

従前も、例としてあった。従前は教育長まで決裁を取り従事を認めていたところだが、市長部局含め、任命自体が課長であるので、その許可も事務を所掌する課長の決裁で専決しようという事務改善の一部となっている。

山田委員

先生方は県の採用だが、前から言っていたのは、教職員の方々が多様な経験をするという意味で、民間を経験するのも悪くないのではないかという話もあったが、これはそれには係わらないことか。先生は県の方だが、市に出向して、そこから出すということが可能になるのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今回の、臨時的任用の事務補助職員というのは、市が採用している事務を行うアルバイト職員となるので、教職員の方や県費の方は対象外である。

(採決の結果、議案第47号は原案どおり可決された)

安良岡教育長

それでは、日程の2及び日程の3について非公開とするので、関係職員以外は退席をお願いする。

(関係職員以外の職員退席)

非公開

2 議案第48号 県費負担教職員人事の内申について

3 議案第49号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

安良岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、3月臨時会を終了する。